

改正の主なポイント（関係政令・府省令）について

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案を施行するため、また、令和4年度税制改正の大綱の内容を反映させるため、関係政令・府省令について、所要の規定の整備を行う必要がある。

<関係政令の主な改正>

○ 沖縄振興特別措置法施行令

① 課税の特例の対象事業【情報・産業イノベ】

- ・「特定情報通信事業」に、ソフトウェア業等を追加
- ・「産業高度化・事業革新事業」に、ガス供給業（LNGサテライト事業）を追加

② 事業認定の要件【情報・物流】

- ・「事業計画が適切であると認められること」を追加

③ 中小企業信用保険法の特例に係る保険料率【5特区・地域共通】

- ・普通保険及び無担保保険の保険料率を設定

④ 北部地域の範囲

- ・北部12市町村（名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村）を設定

※沖縄振興特別措置法施行令のほか、沖縄振興開発金融公庫法施行令等の関係政令について、改正法の施行のため、引用条項の修正を始めとする所要の規定の整理を行う。

<関係府省令の主な改正等>

○ 特区・地域に関する命令・府令

① 措置実施計画【5特区・地域共通】

- ・計画の添付書類として、登記事項証明書、前事業年度の貸借対照表・損益計算書を規定
- ・沖縄県知事が計画の認定を行ったときに公表する事項として、認定の日付、認定の番号、認定事業者の名称、認定計画の概要を規定
- ・計画の実施状況報告については、事業年度終了後1月以内に措置の実施状況、収支決算、機械等の取得等に関する実績を記載した実施状況報告書を提出して行う旨を規定

② 事業の実施状況報告【情報・物流・経金】

- ・事業の実施状況報告について、事業年度終了後1月以内に事業の実施状況、収支決算を記載した実施状況報告書を提出して行う旨を規定

③ 課税の特例の対象事業【情報】

- ・施行令のソフトウェア業のうち受託開発ソフトウェア業など一部事業を定義

④ エンジェル税制を活用する指定会社の申請【経金】

- ・指定を受けようとする際の申請書類の一部（定款、事業報告書等）を削減

※5つの特区・地域ごとに命令・府令を定めており（4命令・1府令）、それぞれ上記の内容を改正